

令和3年7月1日

相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市簡易水道事業審議会
会長 荒 井 康 裕

相模原市簡易水道事業の経営のあり方について（答申）

令和2年11月26日付けFNo.6・8・2をもって諮問のありました
標記の件について、別紙のとおり答申します。

以 上

はじめに

相模原市簡易水道事業は、相模原市西部の中山間地に集落が点在している津久井・藤野地区に位置し、平成18年及び平成19年の市町合併により、相模原市が旧津久井町及び旧藤野町から引継ぎ給水を行ってきた。

平成29年3月に相模原市地域水道ビジョンを改定し、「安全で良質な水を将来にわたり安定して供給できる水道」を基本理念として、安全な水質の維持、健全経営を保つ水道、災害に強い水道を目標に掲げ取組を進めている。また、経営のより一層の健全化を図るため、令和2年4月に公営企業会計に移行した。

市では、現状における課題として、料金回収率の低さ、独立採算への取組、青根簡易水道基金の枯渇及び水道施設の更新・耐震化などを挙げており、今後の経営のあり方を検討するため、令和2年11月に、市長から相模原市簡易水道事業審議会に対し、相模原市簡易水道事業の経営のあり方について諮問を受け、取組むべき方策の具体的な内容・手段及び事項別の優先順位等について慎重に審議を重ねてきた。

その結果、簡易水道事業を取り巻く状況を考慮した上で、次のとおり答申する。

1 答申事項

(1) 取組むべき方策の優先順位について

簡易水道事業は、事業に必要な経費は料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則として経営することになっている。また、水道料金は、「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」とされている。将来にわたって安定的に事業を継続していくには、自らの経営等についての的確な現状把握を行った上で、中長期的な視点に基づく計画的な事業運営が求められる。相模原市地域水道ビジョンにおいては、「安全で良質な水を将来にわたり安定して供給できる水道」を基本理念に3つの目標と6つの方策、さらにこの方策の取組スケジュールも定めている。

本審議会では、こうした考え方にに基づき、簡易水道事業が取り組むべき方策が多岐にわたることから、「現状」、「将来」及び「緊急」という観点から、優先順位が高く、早期に取り組むべき方策と今後に継続的・段階的に取り組むべき方策とを選別し、十分な審議を行うため、令和２年度及び令和３年度の２か年に分けて段階的に答申することにした。

ア 令和２年度の審議事項（早期に取り組むべき方策）

- （ア）アセットマネジメントの推進
- （イ）経営戦略の策定
- （ウ）相模原市地域水道ビジョンの中間見直し
- （エ）施設耐震化計画の策定

イ 令和３年度の審議事項（今後に継続的・段階的に取り組むべき方策）

- （ア）広域化の段階的取組
- （イ）維持管理体制の強化
- （ウ）業務継続計画の改訂

（２） 取り組むべき方策の具体的内容・手段について

ア アセットマネジメントの推進

（ア）支出の削減

a 下水道部との組織統合等による業務の効率化

既に公営企業会計を適用している下水道事業と令和２年４月から新たに公営企業会計に移行した簡易水道事業の組織を統合し、共通事務の一体化や上下水道事業の連携強化などにより、業務の効率化を図ることが妥当である。

b 市職員による直営業務の外部委託の推進

職員が行っている業務について、民間委託することが効率的なものは、随時民間委託を行うことが妥当である。

なお、導入にあたっては、将来的な包括委託や近隣事業体と

の共同委託の可能性を視野に、費用対効果を検証した上で、導入を図るとともに、使用者の理解と納得が得られるようなサービス水準を担保することが重要である。

c 水道施設の運用変更による維持管理の効率化

水需要等の実態に応じた施設の統廃合や運用変更により効率的な給水を行うことが妥当である。

また、青根地区における本水源のエビラ沢取水場については、中間貯留槽に存在する予備水源から取水した方が効率的な運用が可能であることから、運用の変更を検討することを要望する。

なお、運用変更する場合は、エビラ沢取水場については、予備水源として緊急時等には稼働ができるよう、定期的な維持管理を行うことが必要である。

d ICT（情報通信技術）の導入による経費削減

浄水施設、取水施設等水道施設の運転や維持管理の省力化、無人化を目的とした計測機器の導入等ICTの活用により効率的な事業運営を図ることが妥当である。

スマートメーターについては、今後の技術開発等による価格の動向に注視しながら、費用対効果が見込まれる場合は導入を図ることが望ましい。

(イ) 収入の確保

地方公営企業として簡易水道事業の経営に要する経費は、料金収入をもって充てるという独立採算制を基本原則としていることを踏まえ、水道使用者に適正な負担を求めることが必要である。

ただし、給水区域の大部分は、施設が中山間地に点在するため、給水原価が高額となることから、可能な限り効率的な経営を行なってもなお、財源不足が生じる経費については、公費負担によって担うことが妥当である。

a 料金改定

料金体系は、過去の市町合併前の経過から、青根地区は定額制、藤野地区は従量制である。また、本市の大部分の区域である神奈川県営水道の料金体系より相対的に安価なものとなっている。

本審議会において、総括原価方式による料金改定の試算を行ったところ、支出の削減の効果を見込んだとしても、使用者が受け入れがたい値上げ幅で料金を設定する必要性が示された。

しかし、これまでの地域固有の水道事業に関する歴史的背景を踏まえると、第一に、受益者負担の原則から料金体系を従量制に統一すること、第二に、市民の料金格差の解消を図る観点から神奈川県営水道の料金体系と同水準にすることが妥当である。

b 特例措置

水道使用者、特に影響が大きい大口使用者の負担を軽減するため、5年間程度の激変緩和措置を講じることが妥当である。

なお、定額制を維持してきた青根地区については、使用した水量の多寡にかかわらず料金が一定であるため、冬場の凍結防止対策として夜間の開栓行為、農業や商業など多岐にわたる用途で水道が使用されている実態の他、宅地内漏水の未修繕など、料金収入に繋がらない状況は、今後の水道事業の経営の健全化においても看過できない課題となっている。まずは漏水の解消に向けた水使用実態の把握を早急に行うとともに、水使用の適正化に向けた啓発などの取組を検討することが望ましい。

c 料金改定までの取組

経営上、早期の料金改定が望まれるものの、水道料金の改定は、市民生活や企業活動に多大な影響を及ぼすことから、使用者に対して様々な手段を講じ、水道料金について理解が得られるよう丁寧な説明を行い、地域と必要性やプロセスを共有しながら実施することが妥当である。

イ 経営戦略の策定

将来にわたってサービスの提供を安定して継続することが可能となるよう、料金改定等のアセットマネジメントの推進を踏まえ、また、「経営戦略」については、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画であり、国からも全国的に策定することを要請されている状況であるため、中長期的な経営の基本方針としての「経営戦略」を早期に策定することが妥当である。

また、「経営戦略」の内容については、「相模原市地域水道ビジョン」に反映させ、当ビジョンの事業の実効性を経営面から担保することが効果的である。

ウ 相模原市地域水道ビジョンの中間見直し

平成29年3月に改定した「相模原市地域水道ビジョン」については、令和3年度が策定から5年の中間見直しの時期であることから、統合整備事業の結果や将来見通しの時点修正を反映させるとともに、公営企業会計の移行に伴い、各種課題を再整理し、更新を図ることが妥当である。

エ 施設耐震化計画の策定

大規模地震等に備え、既存施設の重要度や優先順位を考慮し、計画的に耐震化に取り組む必要がある。全ての施設の耐震化には長期間を要するため、避難所など重要な給水施設へ供給する水道管等の耐震化について優先的に取り組む計画を作成することが妥当である。

2 審議経過

開催日		審議内容
第1回	令和2年 7月 9日	・会長の選出について ・相模原市簡易水道事業審議会について ・簡易水道事業の概要について
第2回	令和2年10月15日	・現地視察 ・水道に関するアンケートの概要について
第3回	令和2年12月22日	・簡易水道事業の取組方策の現状及び今後の対応(案)について
第4回	令和3年 3月29日	・簡易水道事業の取組方策の具体的内容・手段(案)について ・答申書のイメージについて
第5回	令和3年 6月 7日	・答申書(案)について

3 審議会委員名簿

(敬称略)

氏名	所属・役職等
(会長) 荒井 康裕	東京都立大学都市環境学部 准教授
(副会長) 松原 沙織	東海大学政治経済学部 教授
渡邊 素広	神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課 副課長
笹原 俊一	公益社団法人日本水道協会調査部調査課 労働係長
関戸 正文	相模原市青根水道委員会 委員
丸山 博司	相模原市藤野地区自治会連合会 監事
鈴木 諒太	公募委員